

## 都施設における当面の節電対策について

都施設における当面の節電に関する方針は以下のとおりとし、引き続き節電に努めることとする。

なお、国は、今冬の電力需給見込みを10月24日の週に確定するとしているが、これを受け追加的に対策を講ずる必要がある場合には、別途、都としての取組方針を示す。

- これからの節電対策は、今夏の節電対策の経験を踏まえたものとする必要がある。
- 現在、その分析を行なっているところであるが、例えば照度基準を確保しつつ一部照明を間引きするなどの対策は、都民利用や事業活動に支障のない範囲で、無理なく実施でき、しかも相当程度の電力削減効果を持つことが明らかになっている。
- このような無理のない節電対策は、夏の対策期間が終了したからといって打ち切るべきものではなく、無駄を排する観点からも、継続し恒常化していくべき努力である。
- 今夏の対策事例を分析した結果については、まとめ次第、お知らせする予定であるが、当面は、今夏の節電対策を踏まえた、無理のない節電対策を継続していくこととする。
- この方針に基づく都庁舎の節電対策は、資料5のとおりである。  
また、都庁舎以外の施設については、都庁舎の取組を参考に、節電に取り組むこととする。
- なお、監理団体等が保有する施設についても、同様の取組を推進いただくよう、当該団体の所管局から要請を行う。

以上